

■南区柏原地区におけるバス試行運行に対する補助金の交付について

<目的>

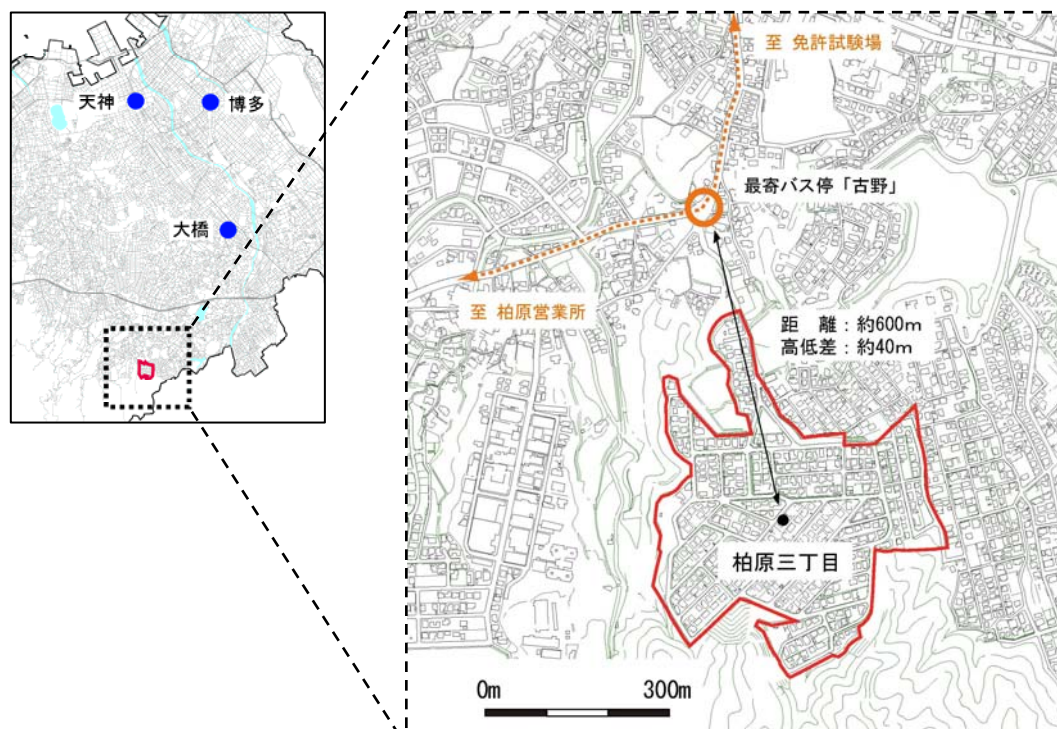
南区柏原三丁目地区は、最寄りのバス停から約600m離れた丘陵地であり、公共交通不便地に該当している。住宅地が形成されてから約40年が経過し、高齢化が進展している地域であり、地域住民よりバス乗り入れの陳情・相談が寄せられていた。

平成24年に地域住民の間で生活交通確保に向けた検討の機運が高まり、柏原校区自治協議会が主体となって、「校区コミュニティカー検討委員会」が設立された。これを受け本市では、福岡市地域主体の生活交通確保支援補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、運行内容の検討に係る補助金の交付決定を行うとともに、同検討委員会へ参画してアドバイスを行うなど、地域や交通事業者と協力して生活交通確保に向けた取り組みを行ってきた。

同検討委員会では、住民アンケートや他都市の先進事例視察等を実施し、検討の結果、既存路線バスの地区内乗り入れを目指すことが決まった。その後、交通事業者も同検討委員会に加えて検討を重ね、バス乗り入れの試行運行実施案がまとまったため、要綱に基づき、同試行運行に対する補助金の交付について会議に諮るもの。

<柏原三丁目地区の状況>（人口データは平成25年9月末時点の住民基本台帳による）

人 口	: 1, 002人
高齢化率	: 35.9%（全市平均18.8%）
世 帯 数	: 423世帯



< 柏原三丁目における取組みの経緯 >

平成 19 年	8 月	地域から福岡市に対するバス乗り入れの陳情
平成 20 年～平成 23 年		交通事業者との協議、現地立会等 福岡市による工事施工（道路反射鏡の設置等） 地域からの継続的な要望、相談
平成 24 年	5 月	地域において「校区コミュニティカー検討委員会」が発足
	11 月	要綱に基づく補助金交付決定（検討経費）
	12 月	地域住民によるアンケートの実施
平成 25 年	1 月	柏原校区自治協議会による他都市事例調査
	2 月	福岡市地域公共交通会議において取組み状況の報告
	5 月	要綱に基づく補助金交付決定（検討経費）
	7 月	柏原三丁目 住民意見交換会
	9 月	交通事業者による地区内のバス通行試験実施（2 回）
平成 26 年	1 月	バスの試行運行について交通事業者から地域代表者に説明

< 交通管理者・道路管理者の意見と対応 >

※平成 25 年 9 月実施の通行試験を受けて

	意見	対応
交通管理者	交差点でのゆずり合いについて、ルール の整理が必要。	地域住民が主体となり、ゆずり合いのルール について、周知・徹底を行う。（運行開始ま でに実施予定）
	宅配の車など、路上駐車があった場合、バ スが離合できない恐れがある。	運送業者等にバスのルートを事前に伝え、運 行ルート上に駐車しないよう要請する。 大型バスの運行ルートであることを周知す る看板の設置。（ともに地域主体、運行開始 までに実施予定）
	「古野」バス停付近の交差点における、停 止線の改良が必要。	南区役所にて対応予定。（3 月中）
道路管理者	運行の支障となる電柱の移設が必要。	電柱の移設を予定。（3 月中）
	舗装が大型バスの走行に耐えられる構造 になっていない。	劣化・老朽化の状況を考慮しつつ、段階的に 改修工事の実施を検討。

※バス停の新設にあたっては、地域主導で位置の選定や地権者の同意確認を行い、また交通管理者、道
路管理者との現地立会を実施している。

<試行運行の概要>

運行区間 : 柏原営業所 ～ 柏原三丁目 ～ 桧原営業所

運行本数 :

	往路 (柏原営業所→桧原営業所)	復路 (桧原営業所→柏原営業所)
平日	9 便	7 便
土曜	3 便	3 便
日祝日	運休	

運行時刻 : 検討中

運行期間 : 平成26年4月1日 ～ 平成26年9月30日 (6ヵ月)

使用車両 : 大型バス

運行事業者 : 西日本鉄道株式会社



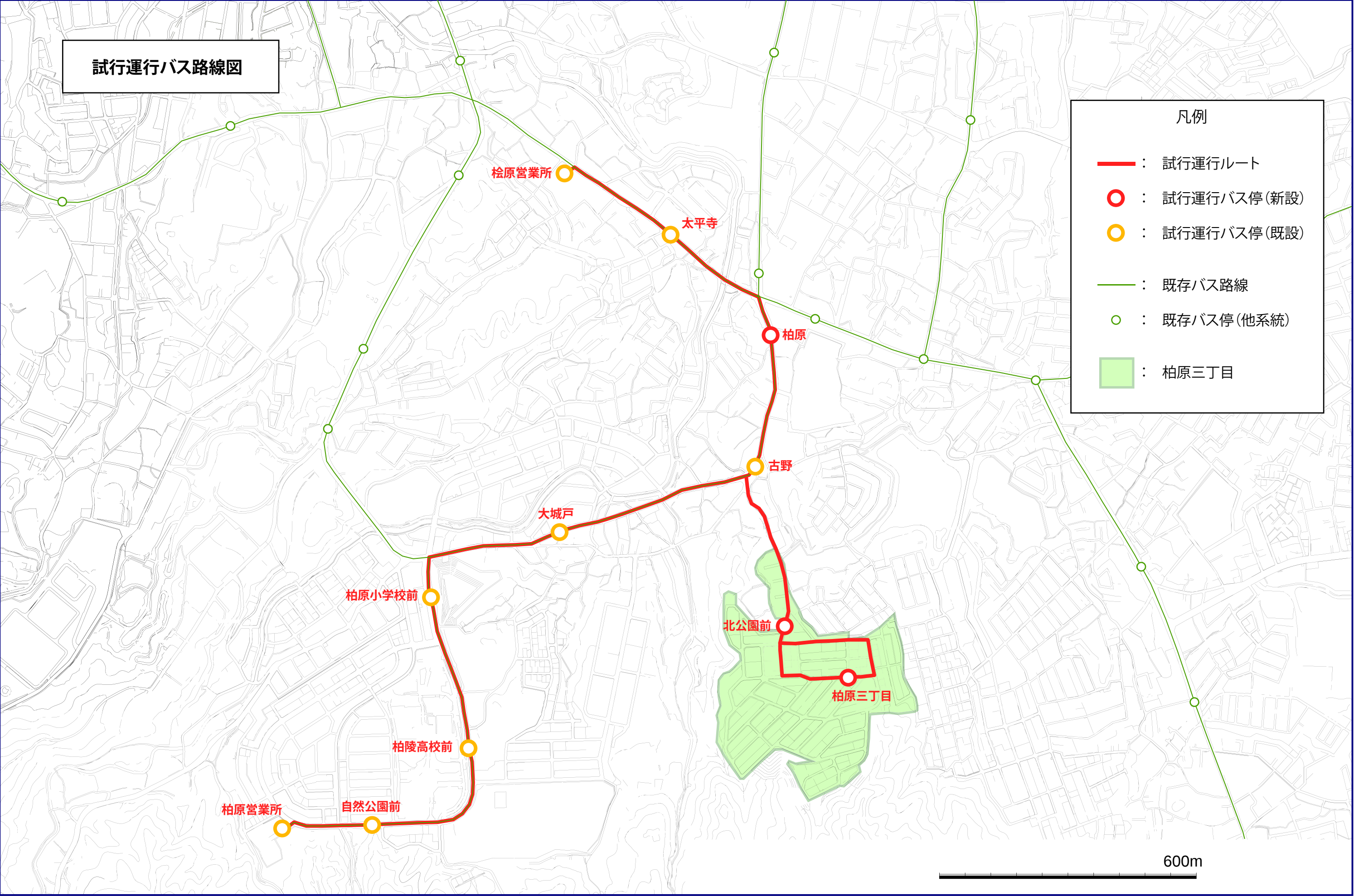
<運賃（料金）の種類、額及び適用方法>

種類		額及び適用方法
運賃	大人	170円※1
	小児	90円※1
	障がい者割引	90円※1
フリー乗車券	1日フリー乗車券	×
ICカードによる精算 (SF精算)	ニモカ	○
	交通福祉ICカード (福岡市発行)	○
ICカードによる乗り継ぎ (SF乗り継ぎ)	最大80円割引	○※2
定期券	通勤・通学	×※3
	グランドパス65	○
	ひるパス(ロング含む)	○
	エコルカード	○

※1. 現在申請中

※2. 降車後、同一バス停で90分以内に乗り継ぐ場合に限り適用

※3. 新設バス停については、試行期間のため通勤・通学定期の設定は行わない



<公共交通が不便な地域への福岡市の取組み>

1) 施策の位置付け

公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例

(平成 22 年 12 月 28 日施行)

1. バス路線の休廃止への対応

- ・バス路線の休廃止に伴い公共交通が空白となる地域における代替交通の確保

2. 公共交通が不便な地域への対応

※柏原三丁目地区が該当

- ・公共交通が不便な地域における地域が主体となった取組みへの支援

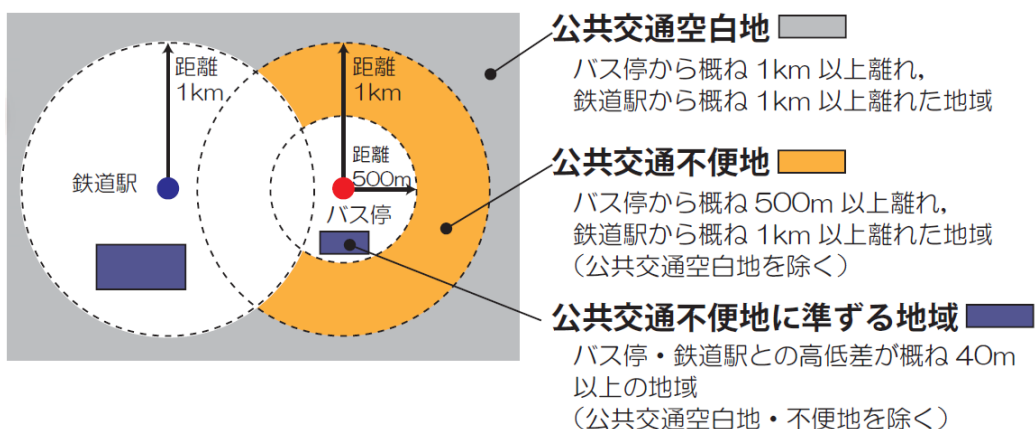
2) 支援の対象

公共交通が不便な地域として、バス停・鉄道駅から一定の距離のある地域に加えて、一定の高低差のある地域についても支援の対象地域とする。

支援の対象地域	基準	
公共交通空白地	距離	バス停・鉄道駅から概ね 1 km 以上離れた地域
公共交通不便地		バス停から概ね 500 m, 鉄道駅から概ね 1 km 以上離れた地域
公共交通不便地に準ずる地域	高低差	バス停・鉄道駅と概ね 40 m 以上の高低差のある地域

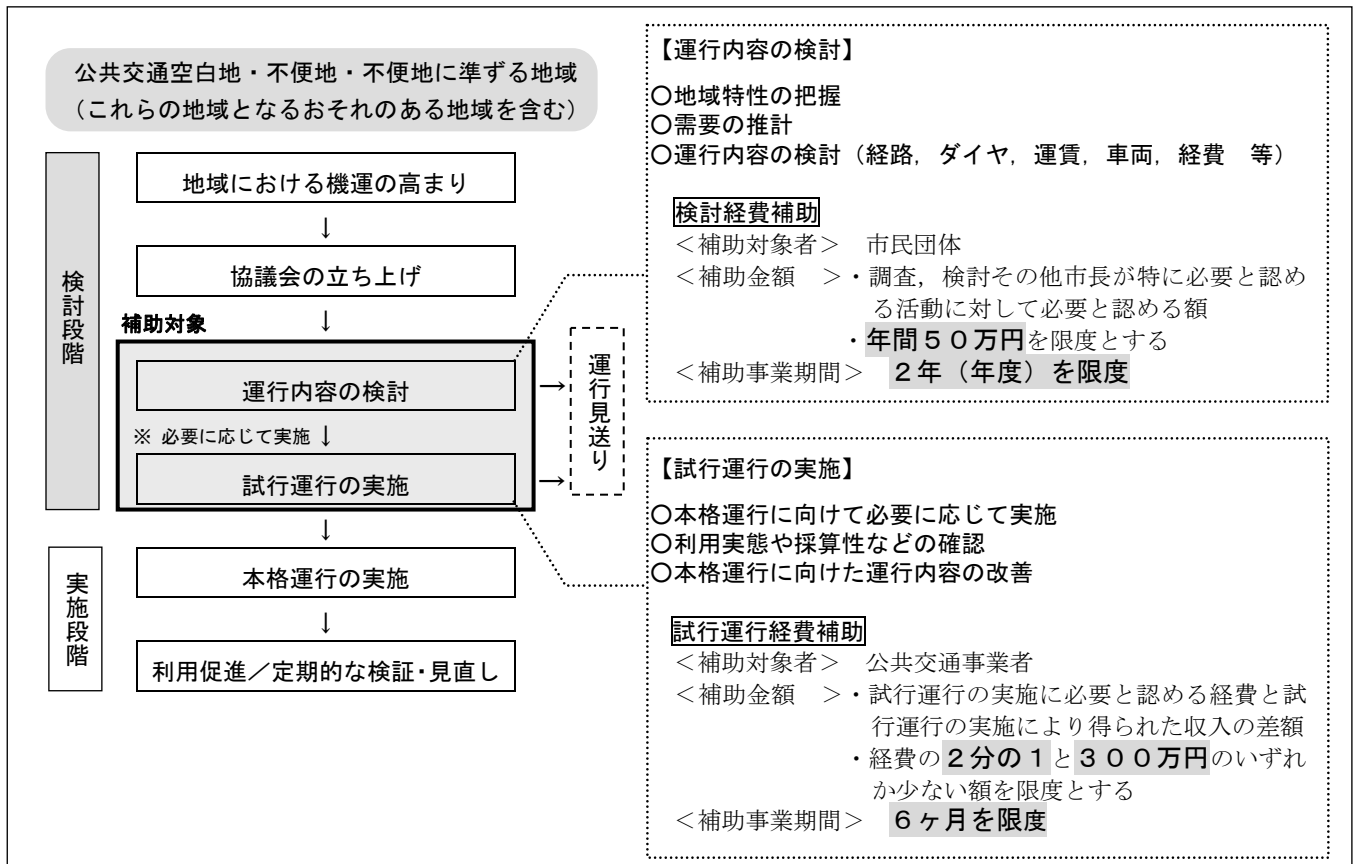
※ 「公共交通空白地」及び「公共交通不便地」の基準は、条例に定められているものである。

※ バス路線の休廃止等に伴い、上記の地域となるおそれのある地域についても対象とする。



3) 支援の内容

地域の生活交通に関する課題の解決に向けた地域主体の取り組みについて、検討段階における運行内容の検討や試行運行の実施に対して予算の範囲内で補助を行う。



4) 支援の状況

・要綱に基づく補助金交付状況

平成24年度 検討経費補助（柏原地区）

平成25年度 検討経費補助（柏原地区）

平成26年度 試行運行経費補助（柏原地区） ※予定

参考 要綱より一部抜粋

（補助対象事業）

第4条 市長は、市民団体又は公共交通事業者に対し、公共交通空白地等における生活交通の確保に向けた取組について、必要と認める場合は、次の各号に掲げる事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 生活交通の確保に向けた調査，検討その他市長が特に必要と認める活動
- (2) 前号に基づき実施する試行運行

（補助の要件）

第5条 2 前条第2号の事業の実施に当たっては、運行路線の沿線地域内の全ての自治会又は町内会の同意が得られ、かつ、補助事業として実施することについて、条例第12条に基づく福岡市地域公共交通会議において協議が調っていないなければならない。